

豊橋市の事業所

平成13年事業所・企業統計調査結果報告書

豊 橋 市

はじめに

事業所・企業統計調査は統計法に基づく指定統計調査（指定統計第2号）で、農林漁家を除く全国のすべての事業所を対象とし、事業所及び企業の産業、従業者規模などの基本的構造を明らかにすることを目的としています。昭和22年の第1回調査から数えて、今回が第18回目に当たり、平成13年10月1日現在で実施されました。

この報告書は平成14年7月19日に公表された速報結果を本市が産業別、小学校区別などに集計したものです。本市の事業所の分類、分布などをご覧いただき、産業及び経済の基盤となる事業所の状況を知っていただくための基礎資料として幅広くご利用いただければ幸いです。

なお、この調査の実施にあたり、格別のご協力を賜りました事業所をはじめ、関係各位に対し厚く御礼申し上げますとともに、今後ともより一層のご協力をお願い申し上げます。

平成14年12月

豊橋市長 早川 勝

豊橋市民愛市憲章

わたくしたち豊橋市民は

- 1．心をあわせ美しい町をつくりましょう。
- 1．よく働き豊かな町をつくりましょう。
- 1．愛情をもちあたたかい町をつくりましょう。
- 1．きまりを守り明るい町をつくりましょう。
- 1．教養をたかめ文化の町をつくりましょう。

目 次

利用者のために	1
調査結果の概要	
1 あらまし	3
2 産業大分類別	4
3 小学校区別	6
4 経営組織別	9
5 本所・支所別	11
6 開設時期別	12
7 従業者規模別	13
統計表	
第1表 産業中分類別経営組織別事業所数及び従業者数	17
第2表 産業中分類別本所・支所別事業所数及び従業者数	21
第3表 産業中分類別事業所の開設時期別事業所数	23
第4表 産業中分類別事業所の従業者規模別事業所数及び従業者数	27
第5表 小学校区別経営組織別事業所数及び従業者数	31
第6表 小学校区別本所・支所別事業所数及び従業者数	33
第7表 小学校区別事業所の開設時期別事業所数	34
第8表 小学校区別事業所の従業者規模別事業所数及び従業者数	35
第9表 小学校区別産業大分類別事業所数及び従業者数	37
調査票様式	39

利用者のために

1 調査の概要

(1) 調査の目的

事業所及び企業の活動の状態を調査し、事業所及び企業に関する基礎資料並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ること

(2) 法的根拠

統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計第2号であり、事業所・企業統計調査規則（昭和56年総理府令第26号）によって実施されます。

(3) 調査日

平成13年10月1日

(4) 調査の対象

調査日現在、国内に所在するすべての事業所のうち、次の事業所を除くもの

日本標準産業分類（平成5年総務庁告示第60号）の「大分類A - 農業」、「大分類B - 林業」及び「大分類C - 漁業」に属する個人経営の事業所

同日本標準産業分類の「小分類741 家事サービス業（住込みのもの）」、「小分類742 家事サービス業（住込みでないもの）」及び「中分類96 - 外国公務」に属する事業所

(5) 調査の方法

国及び地方公共団体の事業所以外の事業所（民営事業所）については甲調査票、国及び地方公共団体の事業所については乙調査票での自計申告方式

2 用語の解説

(1) 事業所

経済活動の場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているもの

ア 経済活動が単一の経営主体のもとで一定の場所で行われている。

イ 物の生産、サービスの提供が従業者と設備を有して、継続的に行われている。

同一経営者が異なる場所で事業を営んでいる場合、それぞれの場所ごとに事業所とします。

一区画で異なる経営者が事業を営んでいる場合、経営者ごとに事業所とします。

(2) 従業者

調査日現在、その事業所に所属して働いている人をいい、別経営の事業所へ派遣されている人も含まれます。また、別経営の事業所から派遣されているなど、その事業所から賃金を支給されていない人は含みません。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金を支給されていなくても従業者としました。

- (3) 外国の会社
外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規程により日本に事業所を登記したものをいいます。外国人の経営する会社や外資系の会社は含みません。
- (4) 会社以外の法人
社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、事業協同組合、農（漁）業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、日本放送協会（NHK）、各種の公団・公庫・事業団など
- (5) 法人でない団体
後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）など
- (6) 単独事業所
他の場所に同一経営の本店や支店を持たない事業所
- (7) 本所・本社・本店
他の場所に支所・支社・支店などがあって、それらのすべてを統括している事業所
- (8) 支所・支社・支店
他の場所にある本所・本社・本店の統括を受けている事業所。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も含めます。
- (9) 開設時期
事業所が現在の場所で事業を始めた年
- (10) 小学校区
豊橋市立小・中学校の通学区域（昭和36年教育委員会告示第13号）によります。

3 利用上の注意

- (1) この報告書は民営事業所（甲調査）のみを集計したもので、国及び地方公共団体の事業所（乙調査）は含みません。
- (2) この報告書は速報結果を使用しているため、愛知県及び総務省が後日公表する数値と相違する場合があります。
- (3) 前回調査以前の数値は速報値ではなく確定値です。
- (4) 構成比については端数を四捨五入したため、総数とその内訳の合計とが一致しない場合があります。
- (5) 統計表中の記号等については、次のとおりです。
 - 「 - 」 皆無
 - 「 0 」 単位未満
 - 「 」 負数